

労働関係調整法第 37 条第 1 項の規定により、RB labor union 執行委員長高野 靖から、次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和 3 年 2 月 15 日にありました。

令和 3 年 2 月 18 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 事件

2021 年度賃金引上げ、臨時給支給協定の締結に関する件

2 日時

令和 3 年 3 月 1 日以降問題解決に至るまでの期間、連日又は短時間

3 場所

次の事業場における RB labor union の組合員が勤務する全部又は一部の職場

| 事業場の名称 | 所在地 |
|-----------------------|----------------------|
| 川崎鶴見臨港バス株式会社 鶴見営業所 | 横浜市鶴見区駒岡 1 - 2 8 - 9 |

4 争議行為の概要

上記職場において、全組合員または一部組合員によるストライキを実施する。